

1. 明日香村特別措置法

目的（1条）
 明日香村の歴史的風土が、明日香村の全域にわたって良好に維持されていることにかんがみ、住民の理解と協力の下に保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定める

歴史的風土保存と住民生活の調和を図るための措置

明日香村整備基本方針（4条）
 （国土交通大臣決定）
 明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針

明日香村整備計画（3次H12~21）（4条）
 （奈良県知事作成、国土交通大臣承認）
 生活環境及び産業基盤の整備等を推進するため、基本方針に基づき決定
 （内容）
 ・生活環境の整備（道路、河川、下水道等）
 ・産業の振興（農業、林業、観光）
 ・歴史的風土の保存と文化財の保護

国の負担又は補助の割合の特例（5条）
 明日香村整備計画に基づいて行う一定の事業の国庫補助率等をかさ上げ（H21まで）

地方債についての配慮等（6条）
 明日香村整備計画に基づいて行う事業のための地方債について特別の配慮

明日香村整備基金（8条）
 （総額31億 国24億、県6億、村1億）
 運用益により以下の事業を実施
 ・歴史的風土保存を図るための事業
 ・土地の形質、建築物等の意匠等を歴史的風土と調和させるための事業
 ・歴史的風土保存に関連した、住民生活の安定向上、利便増進のための事業

歴史的風土保存のための土地利用規制等

明日香村歴史的風土保存計画（2条）
 （国土交通大臣決定）
 村全域を対象。行為規制、土地利用等に関する事項

第1種・第2種歴史的風土保存地区に関する都市計画決定（3条）
 （奈良県知事決定）
 明日香村歴史的風土保存計画に基づき、村全域について決定

・**第1種保存地区**
 歴史的風土保存上重要な部分を構成し、現状の変更を厳に抑制する地域

・**第2種保存地区**
 歴史的風土の維持保存を図るため、著しい現状の変更を抑制する地域

・建築物の新築等一定の行為については、知事の許可が必要

土地の買入れ等（古都法）

・不許可処分に対し、損失補償及び土地の買入れ
 ・土地の買入れ、保存施設整備等に対し国が補助

2. 明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金

（目的）
 歴史的風土の創造的活用により、学び、体験し、実感できる歴史文化学習の場としての整備を推進するため明日香村が実施する歴史的風土創造的活用事業に必要な経費に対する交付金。

（予算額等）
 各年度 国費 1億円、奈良県0.25億円
 * 明日香村において歴史的風土を創造的に活用するという新たな政策課題への対応等のため、平成12年度から当面5年間の措置として創設

（事業の概要）
 ・歴史的風土を活用した歴史文化学習の場の整備に関する事業
 ・明日香村にふさわしい景観創出に関する事業
 ・歴史的風土を活用した地域産業振興に関する事業
 ・歴史的風土の保存についての国民啓発に関する事業

3. 国営公園の整備

（国営飛鳥歴史公園の概要）
 ・目的：我が国固有の文化的資産の保存及び活用
 ・面積：計画面積約60ha（供用面積46.1ha）
 ・経緯：
 昭和45年 閣議決定「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」
 昭和49年 第一期開園（祝戸地区）
 平成6年 概成開園（祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区）
 平成13年 閣議決定（キトラ古墳周辺地区の追加）

4. 地方財政措置（特別地方交付税）

明日香村整備計画事業で国の補助・負担の割合の特例の対象となる事業（特定事業）に係る明日香村の財政負担について、平成12年度から特別交付税措置を継続。
 ・事業費算入：補助裏負担額（村・一般財源）の10%
 ・公債費算入：元利償還金の60%（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）

5. 財団法人 飛鳥保存財団

（経緯）
 昭和45年12月 閣議決定「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財を保存し、住民生活の向上を図るためには、国、地方公共団体及び民間の一体的協力が必要である。」
 昭和46年4月 設立
 昭和55年 基本財産10億円造成完了（うち、国庫補助5億円）
 （目的）飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存及び活用、地域住民の生活の向上に寄与
 （事業）
 ・歴史的風土及び文化財の保存に関する事業の経営及び助成
 ・歴史的風土及び文化財の保存に関する調査研究及び知識の普及向上
 ・研修宿泊所及び総合案内所並びに高松塚壁画館の建設及び経営等

1 . 行為規制等の概要と許可・不許可の実績推移

(1) 歴史的風土特別保存地区等の指定

明日香村については、明日香特別措置法に基づき、全村（2,404ha）を第一種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区に指定し、それぞれ古都保存法の歴史的風土特別保存地区として、行為の規制を行っている。

(2) 行為の規制内容

区 分	規 制 内 容	
第1種 歴史的風土 保存地区	許可制	現に存する歴史的風土をその状態において維持保全するため、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について現状の変更を厳に抑制するための行為の規制
第2種 歴史的風土 保存地区	許可制	建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について住民生活の安定及び農林業等産業の振興に著しい支障を与えない範囲において、著しい現状の変更を抑制するための行為の規制

(3) 規制対象行為

- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 土石の類の採取
- ・ 建築物その他の工作物の色彩の変更
- ・ 屋外広告物の表示又は掲出
- ・ 水面の埋立て又は干拓
- ・ 屋外における土石の類の堆積

(4) 行為許可の推移

明日香村における第1種、第2種保存地区において、知事の許可にかかる一定の行為について、行為申請件数、許可件数及び不許可件数は以下のとおりとなっている。

区 分		～ S55	S55 ～ 59	S60 ～ H1	H2 ～ H6	H7 ～ H11	H12 ～ H15
第1種	行為申請件数	159	62	62	68	55	25
	許可件数	104	42	44	43	39	17
	不許可件数	39	20	18	25	13	7
第2種	行為申請件数		773	830	632	813	369
	許可件数		729	804	611	738	329
	不許可件数		44	26	21	55	40

S55以前は、従前の特別保全地区における行為許可件数